

## 能美市省エネ住宅促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、住宅からの温室効果ガス排出量の削減を図るため、省エネ化につながる住宅の新築、購入及び改修(以下「新築等」という。)に要する経費に対して、能美市省エネ住宅促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) Z E H 強化外皮基準に適合する住宅であって、設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギー等を除いた場合、基準一次エネルギー消費量から20パーセント以上削減され、かつ、再生可能エネルギーを含めた場合、基準一次エネルギー消費量から100パーセント以上削減されるものをいう。
- (2) Nearly Z E H 強化外皮基準に適合する住宅であって、設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギー等を除いた場合、基準一次エネルギー消費量から20パーセント以上削減され、かつ、再生可能エネルギーを含めた場合、基準一次エネルギー消費量から75パーセント以上100パーセント未満の範囲で削減されるものをいう。
- (3) Z E H Oriented 強化外皮基準に適合する住宅であって、設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギー等を除いた場合、基準一次エネルギー消費量から20パーセント以上が削減されるものをいう。
- (4) 県補助金 石川県が実施する住まいの省エネ促進事業費補助金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 能美市内に自ら常時居住するための住宅を新築した個人、新築建売住宅を購入した個人又は既存住宅を改修した個人

(2) 能美市内に個人が常時居住するための住宅を新築又は既存住宅を改修した法人又は個人事業主

2 前項の規定にかかわらず、能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等の滞納をしている者は、補助対象者としなない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、県補助金の補助対象事業に該当する事業で、この告示による補助金の交付を申請する年度において県補助金の交付を受けたものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、住宅の新築等に要した経費から県補助金(県補助金以外に類似の補助金を受けている場合はその金額を含む。)を差し引いた額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) ZEH 20万円/戸

(2) Nearly ZEH及びZEH Oriented 10万円/戸

(3) 開口部の断熱改修 上限5万円/戸

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、住宅1戸につき1回を限度とする。

(補助金の交付の申請等)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、能美市省エネ住宅促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 市税に未納がない証明書(様式第2号)

(2) 県補助金の交付決定及び額の確定通知書の写し

(3) 県補助金の交付申請書類一式の写し

(4) 住宅の新築等に要した経費及び県補助金以外に類似の補助金を受けている場合は、その金額が分かる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請内容を審査し、適当と認めたときは、能美市省エネ住宅促進事業費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の通知を受けた補助対象者は、能美市省エネ住宅促進事業費補助金請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(財産の処分の報告等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、県補助金の規程に基づき、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供すること(以下「財産処分」という。)について、県知事の承認を受けたときには、速やかに能美市省エネ住宅促進事業財産処分に関する報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 財産処分に係る県知事の承認通知書の写し

(2) 県補助金の財産処分承認申請書類一式の写し

(3) 財産処分により、県補助金の全部又は一部に相当する金額の納付請求があったときは、当該請求書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定の取消)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 県補助金の交付が取消となったとき。

(3) 前条の財産処分により収入が発生したとき。

(4) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の命令があったときは、指定された方法により、指定された期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に新築等を行ったものについて適用する。